

障害福祉関係ニュース

(障害福祉制度・施策関連情報)

2020(令和2)年度
7号(通算383号)
(令和2年11月6日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に
事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・
全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、
ならびに都道府県・指定都市社協に電子メー
ルにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

- I. 障害福祉制度・施策関連情報 2
1. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会(第101回)が開催される
～障害保健福祉施策の動向について協議～ 2
 2. 【厚労省】第1回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が開催される 2
 3. 【厚労省】第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される
～①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③障害児通所支援、
④医療的ケアが必要な障害児に係る報酬・基準について検討を開始～ 3
 4. 【厚労省】第17回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される
～①障害児入所施設、②居宅介護、③重度訪問介護、④同行援護、
⑤行動援護、⑥重度障害者等包括支援のあり方について検討を開始～ 6
 5. 【厚労省】第18回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される
～①施設入所支援、②生活介護、③療養介護、
④短期入所に係る報酬・基準について検討を開始～ 10
 6. 【厚労省】第19回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される
～①計画相談支援、②障害児相談支援、③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進等
について検討を開始～ 12
 7. 【厚労省】事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」の
一部改正について 14
 8. 【厚労省】障害者優先調達推進法に基づく国等による障害者就労施設等からの
調達実績(令和元年度)が公表されました 14
- II. その他の関連情報 15
1. 【セルフ協】「#SELP チャレンジwith コロナ ～未来に向けたSELPの挑戦!～」が福祉新聞で紹介されました 15
 2. 【厚労省】共生社会フォーラムのご案内 15

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 【厚労省】社会保障審議会 障害者部会（第101回）が開催される ～障害保健福祉施策の動向について協議～

10月19日に第101回社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村 康平 慶應義塾大学教授）が開催されました。

今回は、障害保健福祉施策の動向として、①障害児入所施設における18歳以上入所者（いわゆる「加齢児」）の移行、②障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況、③障害者就労に係る最近の動向について、厚生労働省より報告が行われ、それらを受けた協議が行われました。

今回は、就労系サービスについて検討が行われた第15回報酬改定検討チーム（9月24日開催）後、初めての障害者部会であり、委員からは、報酬改定検討チームにおいて厚生労働省から示された論点と検討の方向性について意見が出されました。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

2. 【厚労省】第1回障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が開催される

厚生労働省では、平成30年10月に「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」（本部長：厚生労働大臣）を設置し、障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームを含む、8つのプロジェクトチームを立ち上げ、部局横断的な政策課題について検討が進められてきました。

本年9月29日には、「障害者就労支援の更なる充実・強化に向けた主な課題と今後の検討の方向性（中間とりまとめ）」として、雇用・福祉施策の双方で整理・解決していくべき課題や今後の検討の方向性、障害者の就労支援に関する当面の方向性等について公表され、今後、雇用施策担当である職業安定局（社会保障審議会障害者雇用分科会）と福祉施策担当である障害保健福祉部（社会保障審議会障害者部会）による合同検討会を設置することが盛り込まれました。

11月6日に本合同検討会が第1回が開催され、駒村 康平 慶應義塾大学教授が座長に就任しました。本検討会にはセルフ協の阿由葉 寛会長が構成員として出席し、障害者雇用・福祉施策の現状を踏まえた協議が行われました。今後は、関係団体からのヒアリングや、テーマ別に設置されるワーキングチームによる協議が行われる予定です。

本検討会の資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14647.html

3.【厚労省】第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される ～①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③障害児通所支援、 ④医療的ケアが必要な障害児に係る報酬・基準について検討を開始～

10月5日に第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（オンライン会議）が開催され、①児童発達支援、②放課後等デイサービス、③障害児通所支援、④医療的ケアが必要な障害児に係る報酬・基準について、論点と検討の方向性が示されました。

各サービスの論点と検討の方向性は次のとおりです。

①児童発達支援

論点1：児童発達支援における基本報酬の見直し

＜検討の方向性＞

- 経営実態調査における定員規模別の平均収支差率なども踏まえ、基本報酬の見直しを行ってはどうか。

②放課後等デイサービス

論点1：放課後等デイサービスの体系（基準と報酬区分）の見直し

＜検討の方向性＞

- 現在の事業所ごとの区分1・2の体系を廃止し、共通的な基本報酬を土台に、ケアニーズの高い障害児を受け入れた際の加算を充実させ、更に支援に必要な人員配置について加算で評価していく方向としてはどうか。
- また、定員区分ごとの報酬単価について、経営実態調査の結果を踏まえつつ、見直しを検討してはどうか。
- 放課後等デイサービスの従業者の基準について、専門性及び質の向上に向けて、一定期間の経過措置を設けた上で、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ引き上げてはどうか。
※上記の報酬改定における対応と併せ、質の向上を図るためのガイドラインの改定や、総量規制に実効性を持たせるための方策について実施状況等を把握したうえで、研究を進めることも検討。

論点2：放課後等デイサービスの対象拡大

＜検討の方向性＞

- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないかと。一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないかと。
- これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

論点3：放課後等デイサービスの提供時間等に合わせた報酬単価の設定

<検討の方向性>

- 上記の論点も踏まえ、実際のサービス提供時間に合わせた基本報酬を設定することについては、関係者の意見を聞きつつ検討することとしてはどうか。

論点4：放課後等デイサービスの送迎加算

<検討の方向性>

- 放課後等デイサービスの送迎については、対象が子どもであり、実績を見ても知的障害児の利用が多く、通所に当たっての安全面を十分に考慮することが必要であることから、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮をすることなどを再度周知しつつ、今回の報酬改定では送迎加算の現行の枠組を維持することとしてはどうか。

③障害児通所支援

論点1：家族支援の評価のあり方について

<検討の方向性>

- 訪問支援特別加算（連続5日利用がない児童が対象）は、ほぼ算定がされていないこと、またその算定内容については家庭連携加算の算定内容で評価することが出来ると考え、家庭連携加算に統合してはどうか。
- 事業所内相談支援加算は、個別の相談援助だけではなくグループでの面談等（ペアレントトレーニングなどを想定）も算定できるようにした上で、加算額を見直してはどうか。また、現行は児童の利用の同日でなければ算定できないという運用をしてきたが、相談利用の利便性や相談のプライバシーを考慮し、児童の利用日と別日でも算定可能としてはどうか。

論点2-1：児童の特性に応じた加算の創設

—著しく重度および行動上の課題のあるケアニーズの高い児童への支援について—

<検討の方向性>

- 現在、放課後等デイサービスに導入されている、指標該当児の判定スコアを用いて一定点数以上に該当する障害児（要支援児童（仮））を受け入れた場合に、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて評価してはどうか。
- 指標該当児の判定スコアを用いる際に、判定のバラツキを防ぐため、留意事項等を設けてはどうか。

論点2-2：児童の特性に応じた加算の創設—要保護・要支援児童への支援について—

<検討の方向性>

- 要保護・要支援の児童（児童相談所や子育て世代包括支援センター等からの依頼、要保護児童対策地域協議会の対象児などを想定）を受け入れて支援したときの加算を創設してはどうか。

論点3：児童指導員等加配加算について

<検討の方向性>

- 児童発達支援・放課後等デイサービスともに、「児童指導員等加配加算」はIまで（1名分）とした上で、ケアニーズの高い児童に対する支援に要する人員は、児童に着眼した加算（論点2-1及び2-2）で手当することとしてはどうか。
- さらに、機能訓練や適切なケアを要する児童に対応するため、専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等)を加配した場合には「専門的支援加算(仮)」として手当することとしてはどうか。
- また、「児童指導員等加配加算」の対象資格に、手話通訳士・手話通訳者を追加してはどうか。

論点4：看護職員の基準人員への算入について

<検討の方向性>

- 医療的ケア児の受け皿となる事業所を増やすためにも、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、看護が必要な場合は算定に必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととしてはどうか。
- この場合でも、その他の児童発達支援や放課後等デイサービスについては、機能訓練担当職員を配置する場合と同様に、半数以上が児童指導員又は保育士であることとしてはどうか。

※ 児童発達支援センターについては、児童指導員及び保育士をそれぞれ1人以上配置することとしており、機能訓練担当職員の数を算定に必要となる従業者の員数に含める場合でも、児童指導員又は保育士が半数以上であることの要件は設けていないが、児童指導員及び保育士を確保するため、機能訓練担当職員及び看護職員を配置する場合でも、児童指導員及び保育士を半数以上とする。

※ 算定に必要となる従業者の員数に含めた看護職員については、看護職員加配加算の対象としない。

④医療的ケアが必要な障害児に係る報酬・基準について

論点1：医療的ケア児に対する支援の直接的な評価について

<検討の方向性>

- 医療的ケア児については、現行の障害児通所支援の報酬体系における「重症心身障害児」と「それ以外」に加えて、重心以外の医療的ケア児を直接評価する判定基準案を活用して「医療的ケア児」の区分を創設してはどうか。
- 仮に「医療的ケア児」の区分を創設する場合、判定基準のスコアの点数に応じて段階的な評価を行うことを検討してはどうか。

論点2：看護職員加配加算の見直しについて

<検討の方向性>

- 看護職員加配加算の判定スコアについても、新たな判定基準案のスコアを導入してはどうか。

- 看護職員加配加算の算定要件として、
 - ・ 一般の事業所の算定要件については、児童のカウント方法として判定基準案に該当する医療的ケア児に一定量以上のサービス提供があることをもって加算を算定できる。
 - ・ 重心型の事業所の算定要件については、各児童のスコアの合計点数を満たすことで算定できる。とするなど、実態に則した要件の見直しを図ってはどうか。
- 注) 論点1における医療的ケア児の区分を創設した場合、医療的ケア児の対応には看護職員の配置が必要になることから、基本単価と加配加算の関係性について整理が必要。

論点3：退院直後からの障害福祉等サービスの利用について

<検討の方向性>

- 医療的ケア児が障害福祉サービスを利用する場合、現状では、介助の必要性や障害の程度の把握のために「5領域11項目」の調査を行うこととしている。しかし、NICU等から退院し在宅生活をスタートする時期から乳幼児期（特に0～2歳）の医療的ケア児については、自治体職員による「5領域11項目」の調査のみでは、通常の発達範囲として介助を要しているのか、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態であるのか、判断が難しい。
- こうした自治体における障害児の支給決定事務の課題を踏まえ、障害の程度の判断にあたっては、医療的ケアの新スコア等における、医療的ケアの原因である内部障害等により通常の発達を超える介助を要する状態にある旨の医師の判断を活用することも考えられるのではないかと。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13905.html

4. 【厚労省】第17回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される

～①障害児入所施設、②居宅介護、③重度訪問介護、④同行援護、⑤行動援護、⑥重度障害者等包括支援のあり方について検討を開始～

10月12日に第17回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（オンライン会議）が開催され、①障害児入所施設、②居宅介護、③重度訪問介護、④同行援護、⑤行動援護、⑥重度障害者等包括支援について、論点と検討の方向性が示されました。

各サービスの論点と検討の方向性は次のとおりです。

①障害児入所施設

(1) 福祉型障害児入所施設

論点1：人員配置基準の見直し

<検討の方向性>

(人員基準引き上げに関する基本報酬の見直し)

- 主として知的障害を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入

所させる施設（乳児又は幼児4：1、少年5：1）の現行の職員配置について、ケアニーズの高い入所児童に対して、より専門的できめ細やかな支援を行うという質の向上を図る観点から4：1に見直し、合わせて基本報酬の引き上げを検討してはどうか。

- 特に幼児期においては愛着形成を図る重要な時期であるが、全国の0～5歳の入所児童数が85人（※）という実態も踏まえた場合、乳幼児をさらに年齢別の配置基準とするよりも、加算で対応することとしてはどうか。

※ 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和2年4月10日現在）（速報値）

論点2：小規模グループケア（サテライト型）について

<検討の方向性>

- 建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援をした場合（サテライト型）の評価について検討してはどうか。

論点3：医療的ケア児の受け入れ体制について

<検討の方向性>

- 看護職員配置加算（Ⅱ）の判定スコアについて、厚生労働科学研究において開発された医療的ケア児のための判定 基準案を導入することにはどうか。
- 判定スコア8点以上の障害児の数が5以上であることが医療的ケア児の受け入れが進まない要因とも考えられるため、障害児通所支援と同様に、算定要件の見直しを図ってはどうか。

(2) 医療型障害児入所施設

論点1：主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設の報酬について

<検討の方向性>

（重度重複障害児加算について）

- 主に肢体不自由児を対象としている医療型障害児入所施設においては、重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有する場合に重度重複障害児加算が算定できることとなっている。
- 入所している肢体不自由児の状態像は幅広いため、一律に基本報酬を引き上げる方法ではなく、重度重複障害児加算の要件変更を行い、複数（2以上）の障害を有する肢体不自由児を支援した場合に評価をすることとしてはどうか。

論点2：強度行動障害児特別支援加算の適用範囲について

<検討の方向性>

（強度行動障害児特別支援加算）

- 強度行動障害の支援として、医療的アプローチとともに、入所児童の発達保障の観点から環境調整をはじめとした福祉的アプローチの必要性があることから、福祉的支援の強化の観点より、強度行動障害児特別支援加算を医療型障害児入所施設にお

いても算定できるようにしてはどうか。

論点3：小規模グループケア加算における要件等について

<検討の方向性>

- 医療型障害児入所施設における小規模グループケアの促進を図る観点から、台所・便所の設置は不要としてはどうか。また、指定発達支援医療機関においても算定要件を満たした場合に当該加算を算定できるようにしてはどうか。

(3) 障害児入所施設共通

論点1：重度障害児の小規模グループケアのあり方について

<検討の方向性>

- 令和2年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査 障害児入所施設の支援の実態調査の結果も踏まえつつ、今後、重度障害児入所棟の在り方を含め、重度障害児の小規模化のあり方について必要な検討を行ってはどうか。

論点2：ソーシャルワーカーの配置について

<検討の方向性>

- 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携して支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任配置した場合に報酬上、評価してはどうか。
- その際、配置されるソーシャルワーカーについて、どのような要件が考えられるか検討してはどうか。(社会福祉士など)

②居宅介護

論点：居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

<検討の方向性>

- 介護保険の訪問介護における先例も参考にしつつ、当該暫定措置の段階的な廃止に向けて、サービス提供責任者の保有資格や居宅介護職員初任者研修課程修了者が作成する計画に基づくサービス提供の実態も踏まえて検討してはどうか。

③重度訪問介護

論点：運転中における駐停車時の緊急支援の評価について

<検討の方向性>

- ヘルパーが運転中の移動時間を報酬算定の対象とすることは認められないものの、ヘルパーは安全運転の遵守義務を負っている一方で、障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならない責任も負っていることから、運転中における駐停車時の緊急的な支援を行った場合、その緊急性や安全管理等を報酬上評価してはどうか。

④同行援護

論点：従業者要件の経過措置延長について

<検討の方向性>

- 同行援護従業者の人材確保の観点からも、同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員（経過措置対象）による支援を受けている実態があること等も踏まえて、当該経過措置を延長することとしてはどうか。
- その際、盲ろう者向け通訳・介助員の同行援護従業者養成研修の受講期間も考慮しつつ、延長期間は次の報酬改定まで（令和5年度末）を目途とし、あわせて同行援護従業者養成研修カリキュラムの充実や、盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムとの間の適切な免除科目の設定を検討することとしてはどうか。

⑤行動援護

論点：従業者要件等について

<検討の方向性>

- 令和元年度に実施した調査では、前回の調査よりは減少しているものの、21.2%の従業者が経過措置対象者であり、そのうち11.8%が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないことから、障害福祉人材の確保が困難である状況や新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、従業者要件等の経過措置を延長することとしてはどうか。
- その際、延長期間は次の報酬改定まで（令和5年度末）を目途とし、行動援護従業者養成研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図ることとする。
- また、平成28年度報酬改定調査では93.6%の行動援護事業所が当該資格取得要件を認識しており、経過措置を設定してから6年が経過することから、令和3年度以降新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得する者は、当該経過措置の対象外とすることを検討してはどうか。

⑥重度障害者等包括支援

論点：対象者要件等について

<検討の方向性>

- 支援を必要とする者へサービス提供を行う公平性の観点からも、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく「起き上がり」、「座位保持」についても考慮する方向で検討してはどうか。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14050.html

5.【厚労省】第18回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される ～①施設入所支援、②生活介護、③療養介護、 ④短期入所に係る報酬・基準について検討を開始～

10月21日に第18回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（オンライン会議）が開催され、①施設入所支援、②生活介護、③療養介護、④短期入所に係る報酬・基準について、論点と検討の方向性が示されました。

各サービスの論点と検討の方向性は次のとおりです。

①施設入所支援

論点1：口腔衛生管理、摂食・嚥下機能支援の充実

<検討の方向性>

- 介護保険における対応状況を参考に、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う仕組みを創設してはどうか。
- 経口移行加算及び経口維持加算については、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、介護保険における対応状況を参考に、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価してはどうか。

②生活介護・施設入所支援の共通事項

論点1：重度障害者支援加算の見直しについて

<検討の方向性>

(障害者支援施設が実施する生活介護に通所する利用者への支援)

- 障害者支援施設が実施する生活介護を通所で利用している方に対し、支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行った場合に加算を算定できるようにしてはどうか。
(利用開始時の評価)
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園などの取組を参考にしながら、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適用するためのアセスメント期間等を一定程度見直し、加算算定期間の延長を検討してはどうか。
- 加算算定期間を延長した場合には、財政影響も考慮しつつ、単価について一定の見直しを行ってはどうか。

③生活介護

論点1：常勤看護職員等配置加算の拡充について

<検討の方向性>

- 常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)(仮称)として、常勤看護職員を3人以上配置している事業所を評価することとしてはどうか。
- 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、医療的ケア児の判定基準の見直し案や判定基準案のスコアを活用し、一定の要件を満たす利用者を受け入れた

場合に算定可能としてはどうか。

※基本報酬については、障害福祉サービス等経営実態調査の結果を踏まえて検討。

論点2：重症心身障害者への支援に対する評価について

<検討の方向性>

- 生活介護は障害支援区別に報酬単価を設定しており、重症心身障害者に限って特別な報酬単価を設定することは、他の障害特性との整合性をとれないのではないかと。
- 手厚い職員体制の評価については、既に人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算が設けられているが、重症心身障害者の支援に当たっては、これら加算の算定要件以上に手厚い体制を整える必要があると考えられる。そのため、重度障害者支援加算に「重症心身障害者を支援している場合」に算定可能となる区分を創設し、人員配置体制加算と常勤看護職員等配置加算に上乗せする形で評価する仕組みを検討してはどうか。

④療養介護

論点1：療養介護の対象者要件の明文化について

<検討の方向性>

- 療養介護の対象者は、障害者総合支援法及び同法施行規則において「機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。」と規定されていることを踏まえ、5ページに記載の(1)(=人工呼吸器装着・区分6)及び(2)(=筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者・区分5以上)に準ずる者(例：高度な医学的管理が必要である者であって、強度行動障害や遷延性意識障害等により常時介護を要する者)についても対象として明文化してはどうか。
- 療養介護の対象者の要件は、医療型短期入所において準用されているため、あわせて検討してはどうか。

⑤短期入所

論点1：医療的ケア児者の受入体制の強化について

<検討の方向性>

- 特別重度支援加算の算定要件や単価について、見直しを検討してはどうか。
※基本報酬については、障害福祉サービス等経営実態調査の結果を踏まえて検討。
- 医療型短期入所の対象者について、療養介護の方向性を踏まえて対応を検討してはどうか。

論点2：日中活動支援の充実について

<検討の方向性>

- 発達支援、成長支援の知識・経験を有する保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実

施している場合に評価することとしてはどうか。

- また、日中活動に係る支援計画の作成に当たっては、他サービスにおける個別支援計画の作成を参考とし、それに準じた対応を要件としてはどうか。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14242.html

6. 【厚労省】第19回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催される ～①計画相談支援、②障害児相談支援、③精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの推進等について検討を開始～

10月30日に第19回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（オンライン会議）が開催され、①計画相談支援、②障害児相談支援、③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進等について、論点と検討の方向性が示されました。

各サービスの論点と検討の方向性は次のとおりです。

①計画相談支援

論点1：基本報酬及び特定事業所加算の見直しについて

<検討の方向性>

- 現行の特定事業所加算が求める常勤専従の相談支援専門員の配置や24時間の連絡体制の確保、新規職員への同行研修、事例検討等の要件は、質の高い相談支援の提供の根幹をなすものであり、こうした体制の確保を更に推進する観点から、以下の見直しを行うこととしてはどうか。
- 特定事業所加算については、相談支援事業所の経営実態や人材確保の困難性を踏まえ、
 - ・令和3年3月までとされていた特定事業所加算ⅡとⅣを含め、段階別の基本報酬へ位置付けることで継続的に評価するとともに、
 - ・現行の特定事業所加算Ⅳでは、常勤専従の相談支援専門員を2名以上配置すること等を要件としているが、2人のうち1人以上が常勤専従であることを要件とした報酬の区分を新たに設定し、常勤専従配置のない事業所に対して、常勤専従職員の配置を促すこと
 としてはどうか。
- なお、基本報酬の単価については、経営実態調査の結果も踏まえて、検討してはどうか。
- また、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組を評価することとし、その要件として、人員配置要件や24時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととするとともに、人材確保の困難性を踏まえ、他のサービスで認められている従たる事業所の設置を認めることとしてはどうか。
- 主任相談支援専門員については、その期待される役割を踏まえ、基本報酬のどの類型においても（常勤の相談支援専門員の人数にかかわらず）、常勤専従の主任相談

支援専門員を1人以上配置した場合、評価を行うこととしてはどうか。

論点2：相談支援業務の評価及び事務負担の軽減について

<検討の方向性>

- 計画決定月又はモニタリング対象月以外の業務についても、以下の要件を満たす業務を行った場合については、報酬上の評価を検討してはどうか。
 - ① 障害福祉サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始（サービス等利用計画の策定）までの期間内に一定の要件を満たす相談支援（※1）の提供を行った場合（初回加算に、当該相談支援の提供に必要な報酬に相当する額を加えた額を算定可能とする）。
 - ※1）契約締結日を含む月以後、サービス等利用計画案提出月までの一定期間を要した場合であって、月2回以上の面接や同行等の対面による相談に応じた場合を想定。
 - ② サービス利用中であって、モニタリング対象月以外の月に一定の要件（※2）を満たす支援を行った場合。
 - ※2）①障害福祉サービス等の利用調整に関連して、利用者の求めに応じ、自宅への訪問による面接を当該月に2回以上行った場合、②利用者本人及び障害福祉サービス事業者等の参加するサービス担当者会議を開催した場合（モニタリング月以外）、③障害福祉サービス等の利用調整に関連して、病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、地方自治体からの求めに応じ、当該機関の主催するカンファレンス・会議へ参加した場合を想定。
 - ③ サービス終了前後に、一定の要件（※3）に基づく他機関へのつなぎの支援を行った場合。
 - ※3）介護保険の居宅介護支援事業者等への引き継ぎに一定期間を要する者、又は、進学、就職等に伴い障害福祉サービス等の利用を終了する者であって、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、企業、障害者就業・生活支援センターとの引き継ぎに一定期間を要する者に対し、以下のいずれかの業務を行った月であることを想定。
 - a. 当該月に2回以上、自宅等を訪問することにより面談を実施した場合。
 - b. 他機関の招集する当該利用者に係る個別のケア会議に参加した場合。
 - c. 他機関との連携にあたり、連携機関の求める情報提供を書面により行った場合（この目的のために作成した文書に限る）。
- 加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令に定める記録にその内容を含めて作成、保管することとしてはどうか。

論点3：モニタリングの実施標準期間とモニタリング頻度の決定について

<検討の方向性>

- 適切なモニタリング頻度を担保するために、以下のとおり対応してはどうか。
 - ① 利用者の個別性も踏まえて、モニタリング頻度の決定を行う旨や、モニタリング期間の変更をする際の手続きを再度周知徹底。
 - ② モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示。
 - ③ 論点2で示した継続サービス利用支援の提供月（モニタリング月）ではない月における一定の要件を満たす支援を実施した場合の報酬上の評価は、計画相談支援の円滑な実施に必要な臨時的な支援に係るものであり、頻回に算定される利用者

については、支援の検証を行い、モニタリング頻度を改めて検討する必要があることを明示。

- モニタリング頻度の適切性をはじめとした支援の検証を実施することが重要であることや、市町村がその場を基幹相談支援センター等を活用しながら設定することが重要であること、その取組について第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針においても示していることを改めて周知徹底してはどうか。

当日資料は、下記厚労省ホームページをご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14508.html

7. 【厚労省】事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の一部改正について

厚生労働省は10月15日に「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」の一部改正についての事務連絡を発出しました。

今回、①入所施設・居住系サービス、②通所・短期入所等のサービス、③居宅を訪問して行うサービスのそれぞれで改正され、「感染者が発生した場合に準備しておく接触者リストの対象期間」が、症状出現後ではなく、症状出現2日前からの接触者リストに変更されるとともに、「新型コロナウイルス感染が疑われる者の定義」「濃厚接触が疑われる者の目安」などが変更されています。

その他、感染症対策の再徹底における管理者の役割や面会を実施するうえでの留意事項などが新たに示されています。4月7日付事務連絡との新旧対照表も整理されておりますので、必ずご一読ください。

【厚労省 HP】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

8. 【厚労省】障害者優先調達推進法に基づく国等による障害者就労施設等からの調達実績（令和元年度）が公表されました

厚生労働省は10月29日、令和元年度の国及び独立行政法人、地方公共団体（都道府県・市町村）、地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達実績を公表しました。

令和元年度の調達実績は、14万158件で金額は193.34億円となりました。件数は、前年度比で188件と減少しましたが、1件あたりの単価が上がり、調達額は前年度比で15.15億円の増となり、法施行（平成25年）から6年連続で調達額が増加しています。

また、内訳として市町村からの調達実績（金額）が全体の約7割を占めており、都道府県および市町村における実績の増加（それぞれ前年度比18.7%増、5.9%増）が全体の実績を押し上げています。

公表資料では、都道府県別の調達実績のほか、物品・役務別の調達実績も掲載されております。詳細につきましては、下記、厚生労働省ホームページより報道発表資料をご確認ください。

【厚労省 HP】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14452.html

II. その他の関連情報

1. 【セルフ協】「#SELP チャレンジ with コロナ ～未来に向けた SELP の挑戦！～」が福祉新聞で紹介されました

セルフ協では、ホームページに特設コーナー「#SELP チャレンジ with コロナ」を設け、会員施設・事業所における感染対策の工夫や試行的な生産活動による取り組み等の事例を紹介し、9月から一般公開しています。

10月5日発行の福祉新聞では、「#SELP チャレンジ with コロナ」の取り組みが紹介され、新型コロナウイルス感染症の長期化による大幅な減収を補うため、他事業から農福連携に取り組んだり新たな生產品目を開拓した事例、移動スーパーを通じた地域貢献事業の取り組み、マスク製造やECサイトのオープンなど、コロナ禍においても新たに挑戦する取り組みが掲載されました。

セルフ協では、本取り組みを通じて、障害者就労支援施設・事業所の活動への周知をすすめ、障害者優先調達推進にもつなげていただきたいと考えており、今後、「#SELP チャレンジムービー」として事例の取り組みを動画でご紹介していく予定です(11月13日第1弾公開予定)。随時、新たな事例も更新していきますので、ぜひご覧ください！

#SELPチャレンジ with コロナ ～未来に向けたSELPの挑戦！～

※「#SELP チャレンジ with コロナ」コーナー
【セルフ協HP】 <https://www.selp.or.jp/>

2. 【厚労省】共生社会フォーラムのご案内

厚生労働省では「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」の一環として、全国各地で「共生社会フォーラム」を開催しています。例年、本フォーラムはどなたでも参加できる一般向けと福祉職従事者等を対象としたプログラムの2部構成になっています。本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から両プログラムの3密を避けるうえで、定員を縮小し、両プログラムを見直したうえで開催されます。

福祉職従事者等を対象とした研修プログラムへの参加を希望される場合は、自身が所属している施設・機関や所在地域の社会就労センター協議会等からの推薦を応募要件としています。詳細については、下記URLをご確認ください。

【糸賀一雄記念財団HP】 <http://www.itogazaidan.jp>

共生社会フォーラム～福祉の思想に学び、実践し、語る人に～

【開催趣旨】

誰もが等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念等について学び、自らの実践につなげ、さらには所属や地域社会に向けて普及啓発していく人材の養成研修を組み込んだフォーラム

【年間スケジュール・定員】

定員：各会場 84名（一般：60名/福祉職等研修：16名/学生・新任者研修：8名）

●共生社会フォーラム in 新潟

令和2年12月1日（火）・2日（水） 会場：上越市民プラザ（上越市）

●共生社会フォーラム in 千葉

令和2年12月17日（木）・18日（金） 会場：千葉県民会館（千葉市）

●共生社会フォーラム in 岡山・全体フォーラム（仮称）

令和3年1月21日（木）・22日（金） 会場：岡山県きらめきプラザ（岡山市）

【申込方法】（公財）糸賀一雄記念財団（事業受託者）

※FAX またはメールにて、参加申込書を提出

FAX:077-567-1708 E-mail:itoga-oubo@itogazaidan.jp